



オーナー募集のお知らせ

(石岡市賃貸住宅ストック活用事業)



石岡市では、中心市街地の定住人口の確保・増加を図るために「賃貸住宅ストック活用事業」を実施しており、中心市街地に現存する居住環境が良好な賃貸住宅を所有するオーナーの方を募集しています。

1 対象区域

「石岡市中心市街地活性化計画」内の中心市街地内

2 対象物件

①構造

- ・一戸建て住宅以外の耐火構造、又は準耐火構造の住宅であること
- ・原則として、昭和60年以降に竣工した建築物であること
※耐震改修工事等により、安全上特に支障がないと認められる場合を除く

②供給戸数・面積・設備

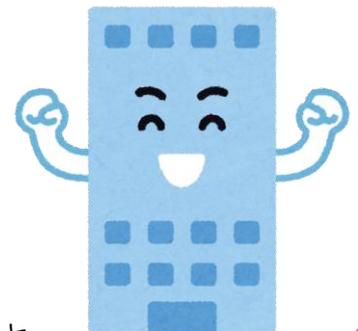
- ・原則として1棟5戸以上を供給し、各戸の住戸専用面積が40㎡以上で2つ以上の居住室を有し、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備及び浴室を備えたものであること
※供給戸数が5戸未満の場合には、お問い合わせください

③駐車施設

- ・原則として、同一敷地内に供給戸数分を確保すること
※当該賃貸住宅の近隣に駐車場等が確保できる場合を除く

④その他

- ・住戸内の段差解消等の高齢者等への配慮がされたものであり、「石岡市地域優良賃貸住宅建設基準」に適合している賃貸住宅であること



3 家賃の補助

認定を受けられた賃貸住宅に入居される方のうち、ある一定の収入基準以下の方に対して、家賃の補助を行います。賃貸住宅の申込対象者、家賃補助につきましては下記をご覧ください。

<賃貸住宅ストック活用事業における申込対象者・家賃補助>

- ・高齢者世帯、障がい者等世帯、新婚世帯、子育て世帯、高齢者同居世帯、公営住宅収入超過者世帯等で政令月収*487,000円以下の方が申込対象者です。
- ・上記の入居者のうち、政令月収*214,000円以下の方には家賃補助を行います。
(契約家賃と入居者負担額との差額が補助となります)

※政令月収とは、年間総収入から給与所得控除(高齢者世帯は公的年金等控除)、配偶者控除、扶養親族控除等を行った上で月収入換算することにより算定した金額をいいます。

【問い合わせ先】

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課

住所:石岡市石岡 1-1-1 TEL:0299-23-1111 内線:7348, 7350